

横浜居留地のフランス社会（1）

——幕末・明治初年を中心として——

澤 護

フランスはアメリカ、オランダ、ロシア、イギリスに遅れ、1858年10月9日（安政5.9.3）に日仏修好通商条約の仮条約に調印した。『仏蘭西条約並税則 全』によると、フランスに対する開港は1859年8月15日（安政6.7.17）となっていたが、日英条約に従い5ヵ国とも均等に1859年7月1日（安政6.6.2）に神奈川、長崎、箱館の三港が開かれた。これにより初代総領事としてド・ベルクール（Duchesne de Bellecourt）が1859年9月6日（安政6.8.10）に来日し、神奈川の甚行寺と江戸は三田にある済海寺を公使館とし、神奈川の慶運寺を領事館と定めた。

条約の文面によれば、開港場は神奈川と決められていたが、幕府は神奈川は東海道の交通の要所で、なにかと警備の上で不都合なことが多いとし、横浜に変更しようと努力を続けていた。小さな漁村でしかなかった横浜村を、周囲に掘り割りを開削し、ここに数ヵ所の橋を架け関門を設置することで、長崎の出島のようにある種の統制を試みようとした。

各国代表団の反対をよそに、幕府は貿易を目的とする日本人商人をなかば強制的に横浜に集め、一方では外国人用に波止場に近い一角に外国人貸長屋を建築していき、外国人を神奈川ではなく横浜に住ませようとした。

開港直後に来日した外国商人は先ず横浜に小さな木造の家屋を建築し、これを住居、倉庫、店舗兼用とした。このような仮り住まいの商人たちが増加することにより、それまで横浜進出を拒否してきた各国代表団も渋々ながら横浜居留地設定を認めるようになっていった。

万延元年（1860）正月の調査によると、横浜居留の外国人は英18名、米15名、蘭10名と仏1名のわずか44名でしかなかったが、文久元年（1861）になると一気に126名へと急増した（表1）。この増加により、横浜の象の鼻ともいわれた岩盤地帯の地所は手狭となり、拡張工事や湿地帯の埋め立てが行なわれた。こうしてでき上がった新しい造成地を含めて地番が与えられ、横浜居留地が誕生していった。

横浜居留地は現在の山下町と山手町で、当初の地番は今もそのまま踏襲されているところが多い。この居留地制度が廃止されるのは明治32年（1899）であったから、約40年もの間ここに治外法権の社会が存続していたわけである。しかし、外国人を自由にどこにでも住まわせる「内地雑居」を日本側は一切認めず、ある定めた場所に居留させる一種の隔離策は賢明な策であった。

拙稿はこの横浜居留地でフランス人がどのような生活をし、独自のフランス社会を形成していったのか、それとも数の上で圧倒的に多いイギリス人のため活動の場がなかったのか、ここに居住したフランス人はどんな人達であったのかなどを追跡し調査しようとするものである。

文久年間に横浜で刊行された横浜案内ともいべき書の中に、横浜居留地に住む外国人氏名を記載したものがなん冊かある。これらの案内書や版画では、外国人の氏名が全て片仮名で表記されているため、その人物の割りだしは決して容易ではないが、フランス人として7～10名の氏名が記録されている。これを纏めたものを表2で掲載したが、いざ調査してみると、フランス人ばかりでなくスイス人やドイツ人も含まれたりして必ずしも正確な人名表とはいえない。

開港後まもなく来日したフランス人の動向は全く知られてなく、残されている記録も極めて乏しいため、その追求は困難を極めるが、表2に記載されたフランス人とされる人物がどのような人たちで、なにを目的に開港早々に来日したかをまず記述することにする。

表1 横浜居留地の外国人数(1860～1880)

年代 \ 国籍	イギリス	アメリカ	フランス	オランダ	ポルトガル	ドイツ	イタリア	デンマーク	オーストリー	ベルギー	スイス	スペイン	ロシア	スエーデン	ハワイ	中国	合計	出典
1860.7.4	21	15	1	8												?	45	①
1861	55	38	11	20	2											?	126	②
1861.12.31	55	38	14	20												?	127	③
1863.4.23	91 (26)	70 (13)	18 (8)	30 (3)												?	209	④
1864	98	97	52	33	9	20										?	309	⑤
1868	260	80	60	70	50												570	⑥
1871	513	146	83	34	10	76	29	11	10	3	24	3				?	942	⑦
(1871)	453	177	125	45	22	151	35	16	7	5	24		2	4	2	982	2,050	⑧
1875	620	185	127	61	27	150	19	18	15	17	23	42	16	15		?	1,335	⑨
1880	567	250	102	51	45	200	14	12	6	11	32		42	14	30	2,505	3,871	⑩

- ① F. O. 190～194., 『横浜市史』第二巻 739頁。
- ② R. Alcock, “The Capital of the Tycoon” (London, 1863) Vol. II., p.386.
(但し, 外交官の数は含まれていない)。
- ③ F. O. 190., 『横浜市史』第二巻 780頁。
(但し, 外交官の数は含まれていない)。
- ④ F. O. 262., 『横浜市史』第二巻 780頁。括弧内の数字は外交官吏数。
- ⑤ 『夷匪入港録』(日本史籍協会刊)第二 386-387頁。
- ⑥ Samuel Mossman, “New Japan, the Land of the Rising Sun” (London, 1873) pp.351-352.(筆者注: 端数のないことから大まかな数とみられ, 合計はその他の国の50名が合算されている。特にポルトガル人が異常に多い)。
- ⑦ Commercial Reports from Her Majesty’s Consuls in Japan. 1870-1871.
(但し, イギリス人以外の429名には女性居留民は含まれていない)。
- ⑧ 「各開港居留外国人口数并戸数表」(「交際典例・関係書類」〔国立公文書館蔵〕に含まれている文書で, 1870～1871年の調査記録と判断される)。
- ⑨ British Return of the import trade of Kanagawa for the year 1875.
(なお, この年度の中国人の数は1,192名との記録もある。)
- ⑩ British Consular Trade Report for Kanagawa, for 1880.

1. 開港当初のフランス人

最初のフランス商人・ガルニエ

五雲亭貞秀が描いた「御開港横濱大繪図二編 外國人住宅図」に、「フランス一番 カンギ住家」としてかなり大きな家屋が天主堂の隣にある。このカンギなる人物が、横浜開港直後に来日したフランス最初の商人・ガルニエ（F. Garnier）にまず間違いないとみなされる。

ガルニエの来日した年は明かではないが、1860年にはすでに横浜に滞在していた。1860年7月4日（万延元・5.16）に神奈川奉行が、この時までには地所を貸与していた外国人の調査結果を報告した記録の中に、フランス人としてはただひとり彼の名前が書きしるされている。¹⁾

この時、ガルニエが貸与されていた地所は「運上所続貸家」の一角で、ここは運上所の裏手にあたり、安い居酒屋、一膳飯屋などが密集していた長屋があったところで、安く地所を借り受けてそれをまた貸ししてはボロ儲けをする外国人がはびこった所でもあった。

ガルニエが現実にどのような商売をしたのか不明だが、1861年中か1862年の初めに居留地81番へ運上所続き長屋から移転したようである。1862年2月21日に、G. W. グッドマンが横浜における最初のヨーロッパ風パン屋の触れ込みで新規開店をした店舗は、「ガルニエ住居の裏側」²⁾であった。ガルニエ住居を81番とした根拠は、彼が帰国した後に競売が行なわれたり、またハンサードの手で貸し広告がだされた文面に「81番またはフランス1番として知られた家屋」³⁾と記載されていることによる。

さらに、「外国人へ貸地取調概表 横濱」⁴⁾によれば、81番の地坪は1,421坪、借地料397弗51セント、借受人名号佛カルニールと記録されていて、ガルニエがこの人物であったことを想起させる。

1862年3月、若きパリ人と言われるガルニエは一時フランスへ帰国することになるが、彼の不在中はF. コンスタンスウ（Ferdinand Constensoux）を

代理人としてサイン権を認めると公告したが⁵⁾、再び日本に戻ってきた形跡はない。

1861年4月27日、フランス領事館・公使館に雇用されていたA. フォッシュリ（Antoine Faucherie）が病死した際に、公使ド・ベルクールがガルニエを招き、彼に葬儀万端にあたらせたとするムニクゥ神父の日記にあるものの⁶⁾、ガルニエ自身に関する記述は一切なく、この人物の追跡は不可能である。

横浜天主堂と二人の神父 ジラールとムニクゥ

1653年にフランソワ・バリュが東アジアや東南アジアでの伝道に身を献げる神父たちの宣教会をつくったが、この会員は修道会員でも司祭でもなく、生涯を極東での布教に献げるフランス語を母国語とする神父たちで構成された。この会の本部がパリにおかれたことからパリ外国宣教会（Société des Missions Etrangères de Paris）と呼ばれ、単にM. E. P. とも呼称されている。

日本に派遣される神父たちには、厳しい幕府の弾圧下にある日本での布教に努めることと、キリシタン時代の信者の子孫、いわゆる隠れキリシタンの発見という任務が託されていた。次々に送られてくるパリ外国宣教会の神父たちこそが、近代の日本におけるカトリック教を広めた人たちであった。

パリ外国宣教会は1843年にリボア神父とフォルカード神父の2名をマカオに派遣し、日本へ進出する方策を探らせた。それから10数年を経た1855年に、当時代牧司教に任命されていたリボア神父は3人の神父・ジラール、フューレ、メルメ・カションを那覇に派遣した。彼らは琉球政府の監視に悩まされ、布教もできない軟禁状態の下で、鎖国が解けるのを待つほかはなかった。

ジラール神父（Prudense Séraphin Barthélémy Girard）が初代フランス

表2 文久年間(1861~1863)頃のフランス商人

①	②	原 綴	参 考
1 カンギ	1 カンギ	(F. Garnier)	
2 シウイ モニク	2 シライル モユル	P. S. B. Girard Pierre Mounicou	表2A-80
3 フレット ヘエブ	3 ボレットウ 和名洋行	Louis Bourret	表2A-10
4 レイテルマン	4 レイテルマン	H. Ledermann	表2A-30
5 クチャウ	5 クチョウ	H. C. Gütschow	表2A-92
7 メールテンス	7 メルテンス	(Meritens)	表2A-53
8 コンスタンス		V. F. Constansoux	表2A-30
10 ベリクー		(F. Perregaux)	

表2A

③	④	⑤	原 綴
10 ブレット	10 ブレイ	10 ブレー	
30 レイテルマン コンスタンス	30 コンスタンシヨ	30 コンスタンシヨ	
31 ミニストル	32 ミニストル ベリコウ	32 ミンストル ベリコウ	D. de Bellecourt
	53 ゴンヨー	ゴチヨー	
60 ブレツキマン	60 ブレツキマン	60 ブレキマン	Blekman
80 天主堂 ジラル モニク	80 天主堂 ジラル	80 天主堂 ジラル モユク	
81 アマニヤク			
89 ジャクマン	89 ジャクマン	89 ジャクマン	F. A. Jaquemot
92 グチヨー	92 グタヨー	92 グタヨー	

- [出 典] ①『横濱開港便覧』(文久元[推定])
 ②「御開港横濱大繪図二編 外國人住宅図」(文久2)
 ③『珍事五ヶ國 横濱はなし』(文久2)
 ④『横濱奇談 全』(文久3)
 ⑤『横濱みやげ 全』(文久3)

総領事ド・ベルクールの通訳官兼領事館付き司祭として来日したのは1859年9月6日で、この時彼は日本教区長の地位にあり、とりあえず江戸は三田にある済海寺に居留した。

1859年以降、江戸に駐在していた各国代表団は横浜居留地の土地分配の件につきしばしば協議を重ねていたが、ド・ベルクールは1860年（万延元）4月26日に老中に宛て、横浜居留地の五分の一の地所借用を申しで、これが幕府より認められた。フランスより提案された五ヵ国平等分割案は、これまでアジア、とりわけ中国でイギリスとアメリカに圧迫され、常に利権の上で追従を余儀なくされてきただけに、自国の居留地域を獲得する上で極めて有利な展開をもたらすことになった。

ド・ベルクールの提案により、とりあえず自分の希望とする分割地の貸与が認められたことに満足の意を表したが、これは総領事時代にみせた彼の最も大きな手腕であり業績でもあった。1861年中の調査でも、居留地に住む外国人126名中、フランス人の数は11名でしかなかったし、イギリス公使オールコックやアメリカ公使ハリスらの五ヵ国平等分割案は絶対反対の表明を押しきっただけに、ド・ベルクールがすこぶる満足したのも肯ける。

フランスが獲得した地所は、横浜居留地のほぼ中央に当たる9・10・30・31・60・61・80・81番の地続きで、その総坪数は6,733坪に上り、後にフランス地域とも呼称されることとなった。この地代の支払いは、1862年3月27日にド・ベルクールが一括し1860年8月1日より1862年1月30日までの代金として2,600・151ドルを第1回目として神奈川奉行に支払っている。⁷⁾

フランスの場合は他国とは違い、まず総領事・公使が地所を借り受け、それを自国の商人たちに分配する方法がとられたため、このようにド・ベルクールが地所代の支払いをすることになったのだが、明治に入ってからこれが元で地券の発行に際し、神奈川県や外務省との間で一悶着起こすこ

とになった。

資料としては新しく、明治に入ってからのものだが、フランス側が貸与を受けた8区割を具体的に記録したものがある。⁸⁾これによると、地坪や借受人などは、表3のようになっている。この表に記載されている坪数は6,732坪5合なので、1874年9月1日に神奈川県が実地測量した時の数字と考えられるが、各地番の借受人は最初の土地所有者のままになっている。

表4で後日フランスが貸与された土地をも示しておくが、地番が164番とか187番と大きく飛んでいるが、これらの地番は実際には本村通りを挟んだ80・81番の裏手の地所で、地続きの一画であった。

総領事ド・ベルクールは1860年4月に貸与が認められた土地をどう利用するか熟慮し、ここにフランス領事館、教会、海軍のための施設を建てることを計画したが、フランス政府は江戸が開港されていないことなどを理由に、領事館建設のための資金をだすことを拒否してきた。礼拝堂はもちろん教会を建てる資金も術も、1860年暮れまではなかった。

1860年11月に横浜にきたムニクゥは、ジラルールが江戸に住んでいて、横浜には住いを持っていなかったため、フランス領事代理であったルーレイロの家に居住したと書いている。しかし、この時期にはジラルールが礼拝堂の建設に着手する準備をしていたし、時には横浜でミサを開くこともあったようだ。1859年来日したホール（Francis Hall）は、1860年10月14日の日記の中で、異教の地に住んでいるとはいえ礼拝にはこと欠かず、プロシヤ人は自国のフリゲート艦で礼拝式を催し、アメリカ人のゴープル（Jonathan Goble）は廃船になったサパン号の中で説教し、ジラルール神父は横浜で大ミサを開いたと書き留めている。⁹⁾したがって、礼拝堂が完成する以前に、ジラルールは居留地のどこかのプライベートな家屋を一時的に借り受け、江戸から横浜にやってきてはミサを捧げることがあったということになり、記録の上で先の日記は貴重だといえる。

1860年12月29日に、まず居留地80番の一角にジラルールの尽力によって司

横浜居留地のフランス社会（1）

表3 横浜居留地のフランス地域

番号	地坪 (坪・合)	借法	借地期限	借地料 (ドル)	同百坪 當り(ドル)	官営 原價 自営	官 修繕 私	家税	各國借受人名号
9	530	相對貸	無	148.26	27.97	自営	私繕	無	佛 病院
10	1070	"	"	299.32	"	"	"	"	同 フーレット
30	725	"	"	202.81	"	"	"	"	佛 コンスタンス
31	692	"	"	193.58	"	"	"	"	同 リヘーエス
60	680	"	"	190.20	"	"	"	"	佛 フーレット
61	715	"	"	200.02	"	"	"	"	同 同人
80	899.5	"	"	251.63	"	"	"	"	佛 シラール
81	1421	"	"	397.51	"	"	"	"	同 カルニール

表4 横浜居留地のフランス地域

番号	地坪 (坪・合)	借法	借地期限	借地料 (ドル)	同百坪 當り(ドル)	官営 原價 自営	官 修繕 私	家税	各國借受人名号
134	405	相對貸	無	113.30	27.97	自営	私繕	無	佛 セラウント
136乙	154	"	"	43.08	"	"	"	"	佛 ヘテルト
164甲	228	"	"	63.78	"	"	"	"	佛 {ヘットリー リートル
164乙	232	"	"	64.90	"	"	"	"	同 ヘトロコキノ
164丙	206	"	"	57.63	"	"	"	"	同 ラツペライス
165	123	"	"	34.41	"	"	"	"	同 ピケー
166丁	126.5	"	"	35.39	"	"	"	"	佛 ゼ・ピ・ムーリー
166己	140.5	"	"	39.30	"	"	"	"	佛 ジ・ウエ・ゴンドロー
185	586	"	"	163.93	"	"	"	"	佛 ミルシヨン
186	536	"	"	149.94	"	"	"	"	同 ランドン
187甲	362	"	"	101.27	"	"	"	"	同 ツウマセイ
187乙	205	"	"	57.35	"	"	"	"	同 ウーデ
188	578	"	"	161.69	"	"	"	"	同 ジラール
189	556	"	"	155.54	"	"	"	"	同 ハーケイ
190甲	184	"	"	51.47	"	"	"	"	同 ラーボーシイア
190乙	256	"	"	71.61	"	"	"	"	同 クリイペイ
191	659	"	"	184.35	"	"	"	"	同 ルウボンテーエス
192	570	"	"	159.45	"	"	"	"	同 マーテイエウ

表3・4とも百坪当りの借地料は\$27.97.428である。

祭館が落成され、翌年1月に彼が江戸からここに身を落ち着け、聖堂の建築に取りかかることになった。通訳としての地位を心よしとしていなかったジラルルにしてみれば、やっと自分の聖職にたどりついたという感じであつたらう。

この間に、フランス人神父とフランス人・同外交官との間でなんらかの争いがあったらしく、1861年6月30日の日記の中でムニクゥは、「この不幸な事件が起きるまで、フランス人はわれわれをないがしろにしてきた。彼らは教会に足を踏み入れず、外国人カトリック信者たちをミサに出席させまいとしてきた¹⁰⁾」と書いている。この「不幸な事件」とは、日記の日付の上で問題がないではないが、先に記述したA. フォシュリーが1861年4月27日に死去した際に、教会での秘跡を断っていたことと、商人のガルニエが葬儀万端を取り行ったことを指すものと判断される。

ジラルルはこの件に関し、この人物の埋葬を拒否するという苦しい立場に立つことになった。このため、「我が同胞の領事、船員、商人を怒らすことになりました。彼らは非常に怒り、それから決して教会にこなくなり、横浜のカトリック教徒たちの大きな悪評を招きました。彼らは我々をあまりローマ人的で全くフランス人的でない¹¹⁾と非難しました」と1861年6月22日付の書簡の中でムニクゥはこう書いている。

1861年暮に完成をみた聖堂は、ジラルルの「横浜のローマン・カトリック礼拝堂は来る日曜日（明日）午前11時に The Sacred Heart of Jesus に献げられる¹²⁾」という公告通り、1862年1月12日にド・ベルクール公使以下、公使館員全員、ドルドーニュ号の艦長と艦員らの出席のもとに献堂式が挙行された。

一般に教会の献堂式は祝別、命名、献堂が行われるが、祝別はジラルル神父があたり、Eglise du Sacré-Cœur（聖心聖堂）と命名された。これが我国最初のカトリック教会の聖堂であった。

ムニクゥ神父はこの日の様子を、横浜の聖心聖堂献堂の記念すべき日と

だけ書き留めた後で、日本人は聖堂見物に関心を示しているようだが、あまりにも群衆に迎合しすぎ、われわれの立場を危うくしかねない事件が持ち上がらないよう、聖堂入口の扉を閉め、見物者にはめったに開けなかったとっている。

しかし、見学希望が増え続けるに至っては、やむなく見学を赦さざるをえなくなり、聖堂内部に入れることを知った日本人は、この月の末まで一日中押しかけてきたという。見学にきた日本人の中には祭壇の前でひざまづく者も現われ、さらにジラル神父の話に耳を傾け、この新しい宗教に強い関心を示す者さえでてきた。

ジラル神父が献堂式の後でパリの神学校の教師に書き送った手紙の中で、この時の感激を次のように語っている。

「美しい金色の十字架を戴き、ヨーロッパのゴシック式のある種の模倣と日本の寺院の独創的なスタイルとを巧みに折衷したこの小さな教会は、すべての人に好感を持たれています。（一部略）この教会は非常に日本人の気に入ったので、外観ができ上がるとすぐに、日本人自身の手になるその図面が江戸に現われ、多くの写しが作られて日本国中いたるところに広まったということです。ここで、私たちの礼拝堂について簡単にお知らせ申し上げますが、これは義務でもあり歓びでもあります。これが落成しましてから、これ目あてに訪ねて来るのです。日本人の群がまるで巡礼のように続々と横浜、神奈川、江戸とその近辺から来るだけでなく、極めて遠くの地方からも来るのです。日本人の持って生まれた好奇心が、まずこれら数多くの訪問の最大の目的、というより唯一の目的なのです。（一部略）これらの訪問者は私たちが彼らに説く極めて新しい教えに大に関心を払って聴いてくれます。この1ヵ月ほど前から、教会は朝から晩まで人でいっぱいです。この時から、教会に飾ってある絵を使って、毎日なん百人もの人たちに我が聖なる宗教の大綱を

語ってます。¹³⁾」

この第1報を送った後の第2報では、わずかの日数の間に1万人もの見物人があったことを書き留めている。

「教会の門を開けてから12日間に、私たちは1万人以上に及ぶ人々に福音を述べることができました。……ある日、私の囲りでひしめき合っていた群衆の中のある人が、『我国の坊主はつまらぬお伽噺しか喋らない。その代り、俺たちからは金と娘とをせびりとる。それに対し、貴師たちは賢人の生活の手本を示し、明かに私共の幸せを求めることだけを目指す教えを説いてくださる。それ故に、私共はみな貴師たちの弟子となります。私共は貴師たち以外は先生とせず、貴師たちが説く万物の創造者でいられる天主様以外の神はもはや望みません。どうぞ日本人にお成りください。そして、いつも私共と一緒にいてください』と大きな声でいいました。¹⁴⁾」

ジラール神父が日本人見物者に声をかけ、説教を始めたのは1862年1月28日頃からだだったが、この月日は日本の暦でいえば大晦日にあたるから、新春正月に入ってどっと見物者が押しかけてきたことになる。300人ほどの収容が可能だった聖堂内部だったが、一日平均にすれば1000名を越す群衆がつめかけては、ジラールが隙間もないと書いたのも肯ける。

しかし、居留地内のこととはいえ、キリシタン禁制下の元にあってみれば、幕府がこれをだまってみ逃すはずもなかった。この件に関しては後述することにし、まずは聖堂の様子を伝える資料を示しておく。

「横浜のローマン・カトリック教会は先の日曜日に献堂式がとり行なわれ、一般の礼拝所として開設された。建築資金は同派宣教会よりの寄
142

付と各宗派の居留民の自発的な献金とによったもので、これによりローマン・カトリック教会のフランス人神父たちが実現をめざし成功裡をおさめることができ、日本で最初のカトリック教徒の公共的な礼拝所の創設となったのである。

本町通り（The Main Street）の好位置を占めるこの建物は現在のところ300名ほどの収容を見込まれているが、ゆくゆくは必要に応じ増築できるよう工夫されたプランのもとに建てられている。この建築に採り入れられた様式はなんとも形容し難いところがあるが、それでも外観は居留地にあっては威風堂々としており、内部は明るく趣きがある。¹⁵⁾

この教会の設立を心よく思わなかったヘボンは、1862年1月13日付書簡で、「新しい教会堂は非常にきれいな目立った建物です。白く塗った壁、屋根の先端に大きい十字架がついています。『天主堂』と記した大きい三字が前面に塗りつけられてあります¹⁶⁾」と淡々と書いてある。創立直後の天主堂を描いた図は後述するように何点かあるが、初めから「天主堂」という日本文字が玄関表面を飾っていたことを示すヘボンの記述は興味深いものがある。

ヘボンはさらに「教会の土地はフランス公使から教会に寄進したもので、教会堂は大部分日本在留の外国人の寄附によって建てられたものです。寄附者の中にはプロテスタント信者も少なくありませんでした¹⁷⁾」と書き、先の新聞記事を裏付けている。

1862年1月12日（日曜日）に献堂式がとり行なわれた横浜天主堂が、どのようなものであったかは、文久2年（1862）に刊行されたとみなされる五雲亭貞秀の「御開港横濱大繪図二編 外国人住宅図」で「オランダ十番ライテツ住寺」として描かれている教会堂の絵で知れる。

さらに、同年刊行の『横濱開港見聞誌』（二編）には、「異人町南側 阿蘭陀寺 十番ライテツ（僧名）住院」としてこの教会の正面が木版画で含

められていて、その説明に「此本町通り異商館中程に至りて右の方に阿蘭陀寺あり。住僧をライーテット云。阿蘭陀十番なり。本堂とも有べきハ正面は絵に出す如くにて、後の方ハ丸堂ニて、すべて白壁なり。是等ハケセキの商館（筆者注 英一番館のジャーディン・マセソン商会）の右に出てめづらしき作りなり」とある。貞秀のこの木版画の部分図は、文久3年刊の『横浜奇談』にも「異人の寺をバ天守堂と唱ふ」として再録されている。貞秀がこの教会をなぜ阿蘭陀寺として記述したかは不明だが、これらの図はローマン・カトリック教会に間違いない。

これら正面から描いた版画の他に、この教会の側面を示す図が「イラストレイテッド・ロンドン・ニュース」（1863.9.12）に掲載されたりしていることから、創立時の姿を偲ぶことは可能である。

先の新聞記事やヘボンの書簡とは別に、もう少し詳しい叙述をしたものに、当時の横浜案内書でもあった冊子があり、ここではこのように記述している。

「（異人館の）中程に仏蘭西國にて天主堂といふ小判形の堂を建、家根の上にしんちうの柱にて、十文字の立柱あり。是則はりつけ柱の形なり。此尊像仏は唐金にて磔に掛りし仏のよし。猶、種々なる斬あれとも見ぬ事故印さず。（編者曰く、神奈川条約締結せられて後も幕府は外教禁止の制を取り、この天主堂の如きも公使館附属の名義を以て建設せられ、厳かに日本人の出入を禁じたるより、種々の斬あれども見ぬ事故するさずと殊更断りたるなるべし。）

尤、天主生れたる所より終迄の額掛りあるとの事なり。住僧名ジラールといふ。世界に三人の物知り人といふ。其説法とく事高声さわやかにして、能わかり日本の大人の如くとなり。」¹⁸⁾（句読点は筆者）

ここではカトリック教会の神父・ジラールの名前が正確に記録されてい

るが、この段階では教会への立ち入りは自由にはできなかつたから、描写は伝聞というかたちで綴られている。ところが、同じ種類の横浜案内記には、次のような教会内部のことまでを記述した条があり、翌文久3年の刊行だけに先の案内記よりもかなり詳細である。

「天主堂といふフランスの寺有り。堂の後ハおかは（小川）成りニして、屋根にはり付、柱の形ちあり。本尊ハ天主様といふをまつる。尤づし（厨子）の内に納メ有之故、形ちわからず。扱又、堂の内にハ丈四尺巾三尺ぎやまんの額を堂の廻りに十八枚懸、天主一代の事を不残ゑかき有之。然るに堂守り人名シラルといふ年ごろ三十五六にして、い（威）ありてたけ（猛）からず。外國人とハ申なから、志んじゆ仏（神儒仏）の三道を学ひ、我朝の言葉をよく弁へ、文字の志んそうぎやう（真草行）を書分ケ、殊に手跡ハ別して見事也。世かい三人の物志りといふ。生國フランスの人にて、支那國に於て七ヶ年の間、日本の事を学ひしてなり。比人天主一代の事を繪書たる額の講釈をするを聞に、日本人の物いふと少しもかわらずといふなり。」¹⁹⁾（句読点および括弧内の漢字は筆者）

ジラル神父は1821年生まれであつたから、この案内書『横濱みやげ』が刊行された年には41・42歳になっていたものの、開港前は香港や那覇で入国の機会を狙って待機していたし、日本語がかなり巧みであつたのは事実であつた。

教会内部の壁面に18枚の聖人たちの絵が懸けられていたというから、この書の作者は聖堂内部に入り実際にその光景を眺めたものとみなされる。1863年10月に挙行された大鐘聖別式を報じる「ル・モンド・イリュストレ」紙に掲載された図版をみると、²⁰⁾ここには聖人を描く額が壁面上部になん枚も飾られているだけに、『横濱みやげ』の記述は正しいものだったと

判断され、貴重な証言となっている。

1862年1月下旬からジラル神父は日本人見物者に語りかけるようになり、神父の話を聴いた人たちは家に帰るとこれを別の人に伝えていったことにより、教会にはますます人が押しかけ、神父は文字通り日本人に取り囲まれるようになった。このような状況の下で、1862年2月10日に事件が起きた。

この日、聖堂を見物にやってきていた者の中から30名ほどが捕えられ、牢屋に入れられるという事件がもち上った。この数は最終的に5、60名にのぼったが、公使ド・ベルクールの抗議により2月中に釈放された。この釈放の条件に、ジラル神父がこれから日本語での説教を止めることという神奈川奉行からの強い申し入れがあった。幕府側としてみれば、短期間のうちに1万人もの群衆が集まり、彼らがキリスト教に関心を持っていけば、その影響は測り知れないという危惧の念を抱いていた。

幕府側の記録からみると、捕縛された人たちは単に見物心から聖堂に立ち入ったとし、なんの科も受けずに放免されていて、幕府とフランスとの間でこの一件は大きな悶着も起こさずに終わっている。

しかし、幕府による群衆に対する弾圧が遠からず発生することをジラルは予測して、献堂式が行なわれた直後にパリの神学校の教師に宛てた手紙で、「弾圧がまだおきないのに、我々は大いに驚いています²¹⁾」と書いている。同じ手紙の中で、この教会は14ヵ月にわたる不断の工事のあとでやっと竣工をみたものであること、教会の屋根に美しい金色の十字架を戴いていること、ヨーロッパのゴシック方式と日本の寺院の独創的な方式とを折衷したものだとしている。

先の事件が引き金となり、ジラルはナポレオン皇帝や法皇に日本人の信仰の自由、教会が重荷となっている禁制の廃止を嘆願するため、1862年4月1日に米船でまず香港へと向かった。彼はこの年の1月21日に欧州へ出発した竹内下野守一行がフランス滞在中に、皇帝に日本での困窮を伝

え、皇帝から使節にそれ相応の対応をしてもらいたいとする意図があり、この時こそ好機であると信じていた。

ジラルールが日本に戻ってきたのは1863年7月10日のことだが、丁度この頃に瀬戸内海で米商船が砲撃を受け、さらにフランス艦・キンシャン号（Kienchan）も長崎へ向かう途中で長州の砲台から間断のない砲撃を加えられ、大きな損害を蒙る事件が起きていた。

キンシャン号砲撃の知らせを受けたジョーレス提督は、直ちに仏艦・タンクレード号（Tancred）を砲撃現場へ向かわせ、ジラルール神父を通訳として同乗させた。彼が日本に戻ってすぐの1863年7月16日のことであった。タンクレード号は同月20日に下関海峽口を進み、長州側砲台を破壊することに成功したあと、豊前領田ノ浦村近くにジラルールは上陸し、ジョーレス提督の布告を村の責任者に手渡している。

1864年7月、各国公使団は下関砲台を破壊し、瀬戸内海を自由に往来できるようにするため、海軍の出動を幕府に対し通牒した。窮境にあった幕府は艦隊の出動を見合わせるよう求めてきたが、下関遠征艦隊は同年8月28日に横浜を出発した。このあと姫島に集結した艦隊はイギリスが9隻、オランダが4隻、フランスが3隻、アメリカが1隻の軍艦・商船で、フランスのそれは旗艦・セミラミス（Semiramis）、デュプレックス（Dupleix）とタンクレードであったが、この時にもまたジラルールは通訳としてセミラミス号に同乗することになった。この戦いで、フランスはデュプレックス号の乗組員2名が戦死し、4名が負傷した。

1865年2月3日、ジラルールはオランダ艦・ジャンビ号（Djambi）に同船し、先の下関戦争で戦死し、この地に埋葬されたフランス人の墓がどうなっているかを調べに行き、墓が壊されているのを発見している。この報告を受けて、フランス公使は幕府に対し抗議をする一幕もあった。このように、ジラルールは聖堂を守り布教に努める神父という顔の他に、ひとたび悶着が起きると、命を賭けて戦地へ赴くというもうひとつの任務もあった

のである。

1862年1月に聖心聖堂が献堂されてまもなく、この聖堂の側に六角型とおぼしい先端が尖がった屋根をもつ独立した鐘樓の建築がなされていった。この鐘樓が完成し、ここに吊るす大鐘ができ上がったことで、1863年10月5日にド・ベルクール公使、ジョーレス提督をはじめ各国外交団、セミラミス艦やデュプレックス艦の乗組員の参列のもとに、大鐘の聖別式が荘重にとり行われ、ジラル神父が簡単な喜びの挨拶をした。

この時の様子について、後に横浜製鉄所首長となるアンドレ・ルッサンは聖堂内部とそこに置かれた大鐘をスケッチするとともに、次のような記事をパリへ書き送っている。

「(聖別式には) 大勢の士官、外交・領事団員、居留者、商人たちが参列し、狭い教会内部を埋めていた。陸・海軍兵隊の出席により、式典は威厳あるものになっていた。

聖別は日本宣教司教であるジラル神父によりしきたり通りにとり行われた。フランス公使デュシェーヌ・ド・ベルクール氏とジョーレス提督夫人の名が鐘に彫り込まれた。

この鐘は横浜で鑄造されたもので、日本の鐘が有する独特の飾りが施されている。鐘を打つ舌はなく、これも日本の鐘と同様である。音は木でこのようなものか、固い木の槌のようなものを使い、鐘を外側から打ってだすのである。

鐘樓が建築されていた間、この鐘は教会内の祭壇前に置かれていたが、聖別式のあとすぐに、所定の場所に据えつけられた。²²⁾」

ルッサンのこの記事とデッサンとにより、十字架やド・ベルクールらの名が刻まれた大鐘は横浜の鑄物師の手で製作され、独立鐘樓が完成するまで教会内部に置かれていたことがわかる。横浜天主堂と一般に呼ばれた聖

堂は、たびたび手直しがなされ、その全体像を把握するのは難しいところがあるが、1863年10月の段階では居留地80番に聖堂とは別に鐘楼も建てられていたわけである。

この大鐘の聖別式には、好奇心から大勢の日本人も押しかけ、彼らの反応もすこぶるよかったという。国籍を問わず、多くの祝福をもって吊されることになった大鐘は、なんとも皮肉なことに、この式典からまだ日も立たない10月15日に弔鐘として打ち鳴らされることになった。前日の14日、馬で散策中に井土ヶ谷で惨殺されたカミュ（Henri Camus）少尉の葬儀の際にであった。

1863年12月22日、本町通りのほぼ中央にあり、新築がなったばかりのクニフラー商会の二階建て住居が全焼した。この火災が契機となって、居留地内に消防隊を作ろうという機運が高まり、翌1864年1月1日の会合でまず消防隊の組織化がなされ、さらに消防車の発注などが実施されていった。

1864年2月26日の二度目の消防隊会議の際に、天主堂の鐘を火災警報にも利用しようという意見がだされ、教会側とも協議の上でこの案は可決された。同年4月23日の告示により、天主堂の鐘が打ち鳴らす半鐘の数により、火災現場がどこであるかを一般に知らせるように定めた²³⁾。居留地消防隊が独立した火の見櫓を建てるのは1871年（明治4）に入ってからのことだったので、天主堂の鐘はそれまで火災を知らせる半鐘の代りをし、また独立鐘楼は火の見櫓にも兼用されたのであった。横浜における消防隊や火の見櫓の歴史を追跡すると、その魁は横浜天主堂にぶつかるといふ歴史の面白いひとこまが浮かび上ってくる。

三代広重の作に「横浜商館 天主堂之図」があるが、この版画と明治初年のものと思われる銅版画の2点を見ると、明かに1862年に完成した教会とは外観がずいぶん違っている。1875年（明治8）に発表された銅版画では²⁴⁾、教会の入口前面に4本の柱を有するローマ神殿風のポーチが併設され、その頂部に聖母像が立っている。さらに、教会堂本体と入口ポーチの

境に壁が立ち、その上の天空に鳥居型の鐘楼が立ち、そこに鐘が吊るされていて、鐘楼の上部には十字架が付けられている。広重の版画では聖母像こそ認められないものの、鐘を吊るした鐘楼やその上に聳える十字架は明瞭に描かれている。

これらの事柄から、1862年にまず聖心聖堂（横浜天主堂）が建ち、1863年秋にその傍らに独立した鐘楼が併設されたが、なんらかの事情で独立鐘楼は壊され、そこにあった大鐘は教会堂本体の上に新しく建てられた鳥居型の鐘楼に移されていった。この事情とは、半鐘が遠くまでよく聴こえるようにと移し換えられたのか想像する他はないが、この異った外観を持つ天主堂の出現は慶応年間のことだったと思われる。

ジラルは1864年初めから8月まで長崎に赴き横浜を留守にしていたが、8月6日に横浜に帰ると手狭となった教会を5割がた拡張することにしたからである。

横浜天主堂の創建者であるジラル神父は、1867年（慶応3）冬に亡くなった。一説では、火災で焼け死んだともいわれているが、現在までこれを確証すべき記録に接していない。ただし、横浜に居留していた外国人カトリック信者に対する聖職について、ジラルの後任になることが決まっていたマラン神父は、1867年12月4日に英語で初めて説教をしたが、説教を始めてすぐにジラルが気を失っているのが気についたと書いてあるので、焼死の記録は完全に否定してよいだろう。数日間、病の床にあったジラルは1867年12月9日に46歳という年齢で逝去した。彼の人望から尊敬と敬意を集め、居留地に住む人たちから哀悼の意をうけて、彼の遺骸は天主堂内部に埋葬され、1906年（明治39）に教会が山手教会に移転するまで居留地80番（後の山下町80番地）に安置されていた。

ジラルの死を報じる当時の英字紙などは現存していないので、マランの書簡から彼の最後を記録しておく。

「最も驚いたのは、私が英語で説教を始めてすぐに、ジラル師が気を失っているのに初めて気がついたときでした。彼の最後の微笑は、私の最初の小手調べの成功を知ってのものでした。数時間たつと、彼の死を毎瞬予期しなければなりません²⁵⁾でした。」

この時フランスへ旅立っていたプティジャン神父に宛た別の便りでは、マランはこの葬儀の様子を書きしるしている。

ムニクゥ（Mounicou, Pierre）はフランスはオート・ピレネー県・タルブに近いオサン（Ossun）の小村で1825年3月4日に生まれ、20歳の時にパリ外国宣教会に入り、1848年司祭に任命され、この年に東洋へ派遣された。彼はマカオや香港で教会活動を続け、中国語と若干の日本語をこの地で学んでいたが、1856年に日本の開国を予期した外国宣教会は彼を日本に派遣することに決めた。

ムニクゥはフレ神父（Furet, Louis Théodore）と共にフランス海軍艦に通訳として乗り込み、1856年4月に香港からシベリア沿岸の巡視へと出発した。フリゲート艦・ヴィルジニィ（Virginie）号に同乗した彼は、海軍が任務を遂行中の1856年5月20日に箱館に到着し、25日までここに留まり市中を見物したり、赤痢や天然痘で死亡した外国人が埋葬されていた山腹の墓地を訪れたりした。箱館こそムニクゥが初めて日本の地を踏んだところだが、この時の沿岸パトロールではヴィルジニィ号は他に寄航することなく、10月に上海に戻った。

通訳としての任務が終るとすぐ、ムニクゥはこの10月にジラル、フレ両神父が日本の開国を待ち望みながら滞在していた那覇へ派遣されることになり、中国のジャンクに乗りニンポ（Ningpo）を発った。

4年間もの長い年月を那覇で過ごし、イギリス商船・メジナ号（Medina）でやっと那覇から彼の「愛する日本」へ向かったのは1860年

10月29日のことで、11月5日に横浜に到着した。ムニクゥはこの時の様子を、「(1860) 11月5日 夕刻7時に横浜で錨をおろす。6・7隻の船が港に停泊している²⁶⁾」と書いているに過ぎない。

1860年11月に来日したムニクゥ神父は、横浜天主堂や独立鐘楼の建築に尽力し、さらにここに印刷所を併設して公教要理の編纂・印刷に精魂を傾け、長崎や兵庫へ向かうまでの約6年余のほぼ全てを横浜で過ごした。

1867年3月16日、ムニクゥは長崎のプティジャン神父に呼ばれ横浜を出発し長崎へ向かった。この地に約3ヵ月ムニクゥは留まり、初めて隠れキリシタンに接し、感激しながら説教をしていた。この間に箱館での布教が問題となり、かつてカション神父(Mermet Cachon)が借りていた旧宅の跡に教会を建てる案が持ち上って、ムニクゥは箱館の実情を調べるためこの地に派遣された。マルナスの記述では1867年6月28日に長崎を出発しているの、これが正しければ7月の初めに横浜に到着したはずである。

横浜から箱館へ向かう船便はそう数はなかったの、ムニクゥは1867年7月21日に箱館行きの英艦・サラミス(Salamis)に便乗させてもらったと推察される。箱館ではロシア正教会がたつ一角に質素な住いを建て、ここでの態勢をたて直していたが、1868年1月の兵庫・大阪開港に合わせて、ムニクゥは同僚のアルムブリュステル神父(Armbruster)を箱館に残し、開港直前に兵庫に移り住んだ。

兵庫では外国人居留地に土地を収得するまで、ムニクゥはまず元町通りに礼拝堂を新築し、毎日曜日にミサをとり行った。この時の場所だが、ムニクゥによる公示によれば、「メイン・ストリートで、ベル・ヴェ・ホテルのそば²⁷⁾」とあるのでかなり限定できる。つまり、ベル・ヴェ・ホテル(The Belle Vue Hotel)は1868年2月22日に元町通りに面し、大阪通りと交差する一角にマンチーニ(N. Mancini)の手によって開店されたものなので、新しい礼拝堂もこのホテルに隣接するものだったということになる。

1868年9月10日、兵庫外国人居留地の競売が実施され、74区割のうち38

152

区割が各国の商社などによって落札された。この折に、兵庫フランス副領事・ヴィオー（Jules Viault）は3区割の落札に成功したが、²⁸⁾この3区割のうちには後に教会が建つ37番が含まれていた。この37番の地所は460坪7合7夕の坪数で、²⁹⁾地代は1坪当たり8.05分であった。

ヴィオーは兵庫開港前の1867年12月21日に彼地の副領事に任命され横浜を発ち、翌3月8日の「堺事件」とも関わりを持った人物である。彼は1869年1月19日に兵庫で腸チフスのため32歳の若さで死んだが、その葬儀はムニクゥにより先の「小さな礼拝堂」³⁰⁾でとり行われた。

さまざまな妨害や中傷がありながらも、兵庫における新しい教会が居留地37番に完成し、1870年4月17日（明治3.3.17）の復活節に献堂式が挙げられ、「七つの苦しみの聖母教会」（Notre Dame des sept douleurs）という名で盛大かつ厳粛に聖別された。建築中には連日のように日本人の見物者がここにやってきたが、献堂式当日はひとりの日本人もこれに出席せず、またその後の数年間はこの教会に日本人は足を踏み入れることはなかったというから、お上によるなんらかの禁足令のような指示があったのかも知れない。ただ、明治3年といえど多くのキリスト教信者が流刑される最後の迫害の時期にぶつかり、古い偏見から日本人に恐怖心を起こさせたこともあったためだったかも知れない。明治10年に入ってからやっと成人者に洗礼を行うことができるようになったこの教会だが、それには長年に渡る日本人孤児の世話をやくなど献心的な働きによって、カトリックへの関心が得られるようになってからのことだったのである。この新しい教会については、次の記録が要領よくまとまっている。

「この建物はスメドレイ（J. Smedley）の設計になるもので、ゴシック型式で、ラテン十字の形をしている。基礎は花崗岩、壁は煉瓦、本堂の柱は木でできている。360人が収容可能だ。入口のポーチと小さい鐘楼のほかに、この教会には聖器保存室と図書室とが付属している。内部

は両側に側廊を持った身廊からなっている。天井は円柱を有し、天井面の穹隅に達する繊細な削り形での模様がつけられている。教会堂は地面より数段高い。七個の尖頭アーチ型の窓は十字架像のついたステンドグラスで飾られ、後陣の主廊の周りについている。³¹⁾」

1871年10月15(16)日の夜、ムニクゥはわずか2日病床に臥しただけで46歳にて急死した。彼の遺言により、遺体は教会内に埋葬され1923年までそこに置かれていた。ムニクゥが急死する数週間前に、兵庫で彼に会ったオーストリーの外交官・ヒュープナーは1873年にパリで刊行した書の中で、このように書き残している。

「(1871年9月神戸) ここで私は興味深い人に出会った。パリ外国宣教会のムニクゥ神父で、彼はこの新しく誕生した街のカトリック施設を取り仕切っている。日本人カトリック信者の悲しくも栄光ある境遇と、彼らが耐え忍ばなければならないむごい迫害について、あれこれ関心をそそる話を聴かせてくれた。この尊ぶべき司祭はタルブの出身である。彼は古いタイプの宣教師で、色白、物思いに沈み、端正な容貌をし、穏やかでさめた顔だちをしている。話しだすと、生き生きとしてくる。やや皮肉っぽい、温和な笑みがこの苦行者の乾いた唇からなかなか消えない。神戸の居住者、多くはプロテスタントだが、彼らは大層敬愛の念をこめて、この聖人のことを話す。彼は最も博識な日本通のひとりであるといわれている。³²⁾」

ムニクゥ神父に関してはほとんど解明されていなかったが、彼の日記が発見され1927年にパリ外国宣教会会報に掲載され、さらにそれが1976年に英訳され刊行されたことで飛躍的に調査が進展することになった。それにしても、彼の日記が1864年の途中で終わったのは惜しまれる。

生糸商 ブーレ

表2と表2Aでフレットとかブレットと書かれているのが実はブーレ（Louis Bourret）のことで、1860年には上海のレミ・シュミッド商会（Remi Schmidt & Cie）のクラークであったが、同商会の横浜の進出により1861年に来日した若いフランス人であった。

1840年（天保11）にフランスのプロヴァンス地方に発生した蚕の病気——軟化病と微粒子病——はたちまちフランス全土に広がり、さらに1847年（弘化4）にはイタリアのロンバルディア地方を襲い、フランス・イタリアの蚕業は重大な危機に立たされた。とりわけ、1850年代後半に入ると、微粒子病による蚕業は絶滅寸前に追い込まれ、この打開のため両国はシリア、トルコ、インドや中国に蚕を求めたものの、これらの種はそれぞれの風土に順化しなかった。

丁度この頃、日本の開港によって、日本に蚕が産すること、良質の生糸が生産されてること、さらにそれらがヨーロッパ市場の国際的な価格に較べると極めて低廉であることを知って、大勢の外国人商人が香港や上海から渡ってきた。ブーレも同様に日本の蚕に目をつけ、それをフランスへ輸出しようとして来日した絹の専門家であった。

ブーレは日本側より生糸で買い求めるより、山繭で買入れた方がはるかに安く求められることに目をつけ、まず繭の買入れをした。しかし、この繭をフランスまで送るには、それ相応の設備を有する船舶がなく、輸送の途中で腐敗することを恐れ、彼は製糸機械を取り寄せ、生糸にして輸出をしようと考え、横浜に製糸工場を建設しようとして企てた。1861年（文久元）12月のことであった。

1861年12月23日、レミ・シュミッド商会の肩書きでブーレは、他のフランス人仲間（J. Defaysse, F. Garnier, F. Constansoux, J. Batteke）らと連名で、横浜のフランス副領事に宛て、われわれが来日したのはとりわけフランスとの貿易をすることが目的で、そのためにはまずしかるべき土地を

適当な値段で貸与するようと長文の手紙を書き送った。³³⁾したがって、ブーレによる製糸工場が建てられたとすれば、1862年（文久2）に入ってからのことだったとなるが、この存在を記録する資料はない。

しかしながら、これより先にブーレは蚕種の輸出を企てたのは事実で、これを幕府が輸出の差し止めをしたため、ド・ベルクール公使は1861年12月5日に条約違反だとし強硬な談判をした。これにより、幕府はブーレに対し特別に彼の工場が必要とする繭を月に60ピクルスを引き渡すと決定し、神奈川方御用達の伊勢屋平作よりそれを引き渡すものと妥協するはめになった。³⁴⁾

このブーレに繭が売り渡されていることを盾にとり、イギリス公使や領事はイギリス商人にも同様の許可を与え、繭と蚕種の自由貿易を認めるよう幕府に要求する一件へと進展していった。

伊勢屋平作を通してブーレの元に届けられる繭の量だけでは充分でなかったのか、ブーレは番頭として雇い入れていた清兵衛に命じ、松五郎なる者とのふたりに武蔵・原町田へ伊勢屋の使いの者と偽り、2回に渡って繭の買い出しに行かせている。この一件は発覚することとなり、松五郎は捕えられ投獄されたが、清兵衛の方はブーレの家に匿われ、幕府側は治外法権ということで手のだしようがなかった。さらに、ド・ベルクール公使は松五郎の捕縛に関して、フランス領事館になんら連絡もなしに捕えたのは遺憾だとし、松五郎の捕縛日数に応じ一日あたり100ドルの賠償金を支払えと要求してきた。1862年（文久2）6月の出来事である。³⁵⁾このような取引上での事件は幕末には数多く、外国人商人の傍若無人の振る舞い、各国領事館・公使館より幕府に対する横暴さは日常茶飯のものがあつた。

1862年にド・ベルクール公使が、リヨンやマルセイユの会社は横浜のフランス商社やオランダ商社より生糸を直接受けとっていると書いているように、幕府の思惑などは完全に無視され、莫大な量の生糸や蚕種が横浜から持ちだされていった。繭や蚕種の輸出は禁止されていたのでド・ベル

クールは記録に残していないが、1861年中にブーレが取り仕きる横浜のレミ・シュミッド商会よりフランスへ送られた生糸は54トンの高に昇り、その額は36万ドルで、生糸の全輸出高の6分の1に匹敵したという。³⁶⁾

1861年度の輸出品目をみると、全輸出品中で生糸の割合が68%を占め、その価格は183万1935ドルに昇っているの³⁷⁾で、ブーレが送った36万ドルの額はむしろ5分の1に近いものだったことになる。1861年度中だけで、これだけの実績があったブーレに対し、ド・ベルクールが横浜居留地10・60・61番の地所2,465坪を貸与したのもうなずけるところがある。

ブーレは1862年中に、当時よく上海・横浜間を往き来していたフランス帆船・ジャンヌ・アンド・ジョゼフ（Jeanne & Joseph, 146トン）号の荷主となり、輸出・輸入をしていたこともあった。例えば、1862年8月から9月にかけて、彼は同船による乗客や積荷に関する新聞広告を再三だして、同年9月17日に横浜を出航したこの船には、生糸80キャティ（1キャティ=1 1/3 lb.）の重量のもの346梱、茶13,453ポンドが積み込まれていた。³⁸⁾

生糸輸出に関してはかなり大きな商いをしていたブーレは、どのような理由によるものか1863年夏に横浜を去り、元いた上海のレミ・シュミッド商会に戻っている。おそらく、経営上での失敗か、日本にいられなくなった理由があったものとみなされる。

1863年12月10日、ド・ベルクールはラペイルーズ領事と連名で、ブーレに貸していた居留地60・61番の地所を差し押さえると発表し、同時にブーレの所有している家屋の管理は、今後ブーレの代理人であるレミ・シュミッド商会の代表ファケ（E. Facquet）に委ねられるものとするとの告示をだしている。³⁹⁾この地所は1863年7月15日に再契約がなされていたのに、同年11月5日に仮り押さえされているところを見ると、この3ヵ月の間にフランス領事館とブーレとの間になんらかの争いがあったことになる。この61番には後年ロッシュ公使が一時住んだりすることになるが、その後の

レミ・シュミッド商会の動向などと共に後述することになるだろう。

レーデルマンとコンスタンスウ

表2での資料によるとレーデルマン (H. Ledermann) はフランス人としているが、実際にはスイス人であった。1860年頃には日本と条約を結んでいない国の商人たちは、すでに条約を締結していた国の国籍を取って、いち早く来日し有利な仕事につこうとしていたから、この種の食い違いはよくみられる。例えば、表2にあるベリクーやグチョウもフランス人ではなかったりする。

1861年版の人名録によると、レーデルマンは広東のある商会に務めているが⁴⁰⁾、1862年版によると横浜のフランス商人と記録されている⁴¹⁾。一方、コンスタンスウの方は1862年版で初めて横浜のフランス商人として名前が記載されたので、ふたりとも来日は1861年中だったと判断してよいだろう。

1861・1862年におけるふたりの横浜での活動を示す資料はなく、単にガルニエの項で示した記録の中にコンスタンスウの名前がみられるにすぎない。しかし、早い時期にふたりは共同でコンスタンスウ・レーデルマン商会を設立したものとみえ、1863年中にはこの名称でフランス帆船をチャーターし、輸出・入の業種に従事していた⁴²⁾。例えば、1863年9月に横浜港を入出港した「ルコネサンス」号 (Reconnaissance, 325トン) や「ジェネラル・メスリーン」号 (General Meslyn, 310トン) は、この商会が船荷主となっていたフランス船籍の帆船であった。この時には中国へ木材を輸出し、雑貨品等の輸入をしているが、特に目立った活動はみられない。

コンスタンスウ・レーデルマン商会の動向を、1864・1865年中の数少ない新聞広告から探ってみると、居留地内の地所や家屋の転売や又貸しを主な職種としていた姿が浮かび上がってくる。1864年4月、同商会はこの年の3月に、居留地のほぼ中央に築かれたフランス波止場に近いところに位置する耐火倉庫と、台所と風呂付きの10室からなる住居の貸し広告を出して

いる。⁴³⁾この広告に対してすぐ借り手が見つかなかったものとみえ、6月に入っても全く同じ広告が掲載されている。

フランス波止場は居留地9・10番のフランス地域のすぐ前に築かれたので、先の広告はこの頃に経営がおかしくなった10番のブーレか、30番のコンスタンスウの倉庫や住居だったと推察される。1864年7月15日、この年に入って新しく埋め立てられた沼沢地の地所1,130坪の貸し広告を掲載したが、⁴⁴⁾この地所とはレーデルマンが手に入れた居留地126番の405坪、138番の461坪と153番の411坪の土地に関わるものだったとみなされる。しかし、この地所の借り手もつかず、この1864年7月の広告は1865年2月に入ってもなお引き続き掲載された。この間の1864年12月に同商会は153番の建物の貸し広告をもだし、一方レミ・シュミッド商会の責任者となったブラン（Victor Blanc）を1864年8月1日にパートナーとして迎え入れ、三者による経営が続けられることになった。しかし、三者によるコンスタンスウ・レーデルマン商会は長くは続かず、1865年3月1日にまずレーデルマンが横浜を去り、1866年10月17日にコンスタンスウもフランスへと旅立っていった。

コンスタンスウが帰国する直前の1866年8月に、横浜のフランス語学所の教師でもあったサラベル（X. Salabelle）が彼のことを泥棒まがいの表現をしたとして、コンスタンスウは名誉毀損でサラベルを訴えてた。8月28日のフランス領事館裁判でコンスタンスウの訴えが認められ、サラベルは1,200フランの罰金をいい渡されたが、⁴⁵⁾この泥棒まがいの形容がどのような内容であったのか明かでない。

居留地30番のコンスタンスウ・レーデルマン商会は設立したふたりがいなくなり、ひとり残されたブランがこの商会の清算人となったが、1866年12月6日にジャーデン・マセソン商会のホープ（Charles S. Hope）がまずこの地番に移転してきた。結局、この商会は1867年7月1日に三者による共同経営は解消され、消滅することになった。⁴⁶⁾

主に不動産関係を職種としてきた商会ではあるが、1865年5月に「メドック産赤ワイン450ケース、シャンパン100ケース、フランス産リキュール40ケース、フランス製ジャム60ケース」などの他に窓ガラス、ろうそく、角砂糖などの売り広告をだしている⁴⁷⁾ので、ある程度の輸出・入の営業もしていたことがわかる。変わったところでは、当時スイスを中心にヨーロッパで流行していたオルゴールの1種とでもいうべき「ミュージカル・ボックス」を賞品として、この商会が胴元となって籤を売る商魂をみせたことがある⁴⁸⁾。この企画は成功しなかったものか1回限りで終わったが、1864年の籤引きだけにおもしろい事跡である。

コンスタンスウが最初に借り受けた30番の地所には、1867年以降はひとりフランス人ばかりでなく、イギリスやオランダの商会なども店舗を構える出入りの激しい地番となっていた。

グチョー

表2で「5 クチャウ」とか、さらに「92 グタヨー」などとあるのは、1861年に来日し居留地92番で生糸輸出や保険代理店を業種としたドイツ人のグチョー（E. H. Gütschow）であるが、表2と表2Aの資料ではフランス人としてあり、また1862年版の人名録でもフランス人として記載してある⁴⁹⁾だけに、来日時にはフランス国籍だと名乗っていたのかも知れない。しかし、グチョーが所有することになった92番は「貸地取調概表」では「獨クツチヨー」と明記されているし、彼がフランス地域に居住することはなかった⁵⁰⁾ので、この商会についての記述は省略する。

メルテンス

表2-①の資料にある「7 メールテンス」を②の絵図で地番を推定してみると、居留地53番にあたる。ところが、表2A-④、⑤の資料では「53 ゴンヨー、ゴチヨー」とあって、もう「メールテンス」なる者の名前

はない。1860年から1862年までの人名録を調べてみると、横浜に居留した者でこの名を持つ人はいなく、1862年版の人名録に福州の海軍税関にいたメリテンス（Baron de Meritens）だけが記録されているにすぎない。このメリテンスが来日した可能性はなく、また居留地53番はフランス地域でなかったので、「フランス七番 メルテンス」とする絵図などは疑問が残る。

ベリクー

表1-①にある「10 ベリクー」は、ことによったら総領事ド・ベルクールを指したのかも知れないが、1861年中に来日した者にペルゴー（F. Perregaux）なるスイス人がいたので、あるいはこの人物がそうだったのかも知れない。このペルゴーは1864年にオランダ人・スネル（E. Schnell）と組んで酒類の輸入をし、後にスイス領事館の書記などもしていたが、1868年10月に帰国した人物である。

ブレッキマン

表2-③などにみられる「60 ブレッキマン」はドイツ国籍であるが、フランス公使館に雇われたり、フランスとの関連でなにかと問題を引き起こした人物なだけに、ここで記述しておく。

ブレッキマン（F. Blekman, Leon Blekman, L. D. Bleckman, Bleckmannといった記載があるが、同一人物とみなされる）は、1859年11月にはすでに来日していてフランス領事館（公使館）のオランダ語の通訳として雇用されていた。

ブレッキマンの名前は亜米一商会を設立したホール（Francis Hall）の日記の中になん度かでてくるが、かなり興味ある事例を紹介しておこう。外国人が集まるとまず娯楽として競馬会が催されたものだが、横浜では最初の競馬が1860年（万延元）9月1日の土曜日に山手地域で開催された。最初の競馬ということで、よく調教されていない馬も参加したとみえ、騎

手のいうことを聞かず勝手な方向へ走りだす馬もあった。この日、ブレッキマンは愛馬と障害物競走に出場したが、馬は障害物に怖気てしまい、彼を落馬させてしまうという一幕があった。⁵⁰⁾ これまで、横浜に於ける競馬は1862年5月1日に開催されたレースが最初とみなされていたが、これを大幅に書き換えるものだけに、このホールの記述は重要である。

さらに、ホールは1860年2月22日に松平越前守一行を見物し、同じ時刻に横浜の土堤道を通っていたブレッキマンが越前守の従者により馬の手綱をつかまれ、殴打されそうになったことを書き残している。⁵¹⁾

彼の名前がまず居留民に知れ渡ったのは、ムニクゥ神父の言葉を借りると箱館で持ち上った「些細な事件」⁵²⁾からであった。ブレッキマンやムニクゥを乗せたフランス艦・モンジュ (Monge) は1862年8月10日に横浜を出港し、この15日に箱館に入港した。モンジュ艦は約10日間ここに停泊し、8月25日に同港から出航することになっていた。この出航間際に、ブレッキマンが箱館の商人より買い求めた一頭の馬を乗せようとしたところ、箱館税関がこれを拒否したため事件が起きることになった。

この報告を受けたモンジュ艦の艦長・ダルクール (Compte d' Harcourt) は自らこの許可を求めたが、これが聞き入れられなかったため、武装した水兵を上陸させ、知事に対しモンジュ艦の出港が遅れたことを詫び、フランス公使館員に対する非礼を謝罪せよと迫った。さらに、知事が謝罪に姿を現わさなければ、税関を占有するとまで脅した。結局、知事が丁重に謝罪し、馬の積み込みを赦したので、この一件は同艦が数時間遅延して出航しただけで、大きな事件に進展することもなく済んだ。この件はすぐに居留地に知れ渡り、批判的な記事も地元紙に掲載されたりもした。⁵³⁾

1863年7月16日、ブレッキマンはジラル神父の個所で記述した下関での砲撃に対する報復行為の際に、フランス提督付通訳官としてセミラミス艦に同乗し、上陸した田ノ浦村ではジラルと行動を共にした。この戦闘についてブレッキマンは詳しい報告を書き、これが「ジャパン・ヘラル

ド」紙に掲載されたらしいが、この原紙は発見されていない。しかし、ブラック（John Reddie Black）の『ヤング・ジャパン』にこの記事が再録されたため、⁵⁴⁾ブレッキマンの戦闘記事を幸いにも読むことが可能である。

1863年は各地から凶報が飛び込む波乱の年であったが、この年の10月14日に横浜居留地からそう遠くない井土ヶ谷で、切り刻まれた外国人の死体が発見されたとの知らせが各国領事館に伝えられ、居留地社会を震撼させる事件があった。この死体はアフリカ猟歩兵第3大隊の副官カミュ少尉のものであったから大きな問題となり、1864年の池田筑後守一行の謝罪派遣へと進展していった。それと同時に、この事件の結果、ジョーレス提督は海兵隊を横浜の山手に上陸させ、ここに三色旗を立て占有することになったため、日本側はのちのちまで大きな代償を支払わさせられることになった。このカミュの遺体発見の報を受け、いち早く現場に赴いたのはブレッキマンであったから、この頃には江戸のフランス公使館ではなく、居留地60番か駒形町中横丁の同領事館に住んでいたものとみえる。

井土ヶ谷事件のあとを受けて、1864年2月6日（文久3.12.29）池田筑後守を正使とする一行34名がモンジュ艦に乗って横浜を発ったが、この一行にブレッキマンも同乗した。仏・英語のほかに日本語もできるということで、案内・通訳としてド・ベルクール公使が付けてよこしたのだが、実は一行の行動を注意し、逐次その報告をさせるという使命がこの裏にあった。ここに示したわずかの記録からだけでも、ブレッキマンはド・ベルクールより相当の信頼を受けていたことが読みとれる。

遣仏使節・池田筑後守はフランス側との交渉に失敗し、1864年8月19日に今度は英国船に乗って急遽帰国してきたが、この一行にブレッキマンも加わっていた。この滞仏中に、最初の長州遠征に際し軍備不足を思い知らされた幕府は、ブレッキマンを通してル・アールかトゥーロンに武器の発注をしたと英国領事は報じたが、⁵⁵⁾この具体的な記録は残されていない。

ブレッキマンが横浜に戻ってきたとき、彼を重用したド・ベルクール公

使は1864年5月27日に横浜を去り、ロッシュ（Léon Roches）が二代目の公使として赴任していた。ロッシュが来日した時の横浜のフランス人は、別表1で示した通り英米より遥かに数が少なく、銀行等の経済面は完全にイギリスに牛耳られていた。しかも、1863年中の横浜入港の船舶数はイギリスが100艘に対し、フランスは7艘と大きく水をあけられていたことを知って、ロッシュは当時サイゴンからマニラに至る航路を開拓しようとしていたフランス郵船の支線開設を破棄させ、代って上海・横浜間の支線を開設させた。この第一船は1865年9月7日に横浜に寄港し、そのあと月に1日のペースで入港するようになり、特に生糸関係で大きな実績を作っていた。

さらに、ロッシュは強硬な手腕を発揮し、横須賀に製鉄・造船所を作る目的で50名を越すフランス人技師や職工を呼び、さらに陸軍の三兵伝習のため優秀な陸軍教師15名を慶応年間に来日させたりもした。当然、幕府に武器を売り付ける行為もあって、イギリスやアメリカをいたく刺戟していた。このような時期に、武器の販売に荷担しているある国の公使館員と、暗にブレッキマンを批難する声ができ、横浜の英字紙にも記事が掲載され、それがさらにフランスで転載された。ロッシュはブレッキマンを偽札を使ったこと、武器販売をしたらしいことを理由に公使館から放逐したが、武器の輸入はその後も続き、以後はカション神父がロッシュの片腕となって暗躍していくことになった。

公使館を解雇されたブレッキマンは横浜に留まり、居留地149A番に店を構え、彼の幅広い人脈を頼りに10パーセントほどの口銭をとる仲買業を始めたが、破綻はすぐにやってきた。1865年8月23日付けで、オランダ領事プレートはF. ブレッキマン商会の破産を公示し、負債のある者と請求権のある者は名乗りでるよう呼びかけた。⁵⁶⁾一方、領事はバァーヌ・ガルトン商会（Bourne, Galton & Co.）に依頼し、149A番の家屋や家財を競売にかけるよう依頼した。この競売は翌9月6日に行われたが、その品目の中

に宝石やアラブ馬1頭、日本産ポニー1頭も含まれていた。⁵⁷⁾

1865年9月6日はブレッキマンにとっては忙しい1日であった。自分の家が売られる一方で、彼は英国領事館裁判にも出頭しなければならなかったからである。この裁判とはパリから横浜にやってくるグエリー（T. Gouéry）が、西インド中央銀行横浜支店のモリソン（J. Morrison）を相手どり、同行に保管を依頼した4,000フランの額のダイヤモンドのネックレスやイヤリングを返還するよう求めたものであった。ところが、銀行に預けたのは持主のグエリーではなく、ブレッキマンであったことから話は拗れたのだが、支配人モリソンが5月14日に来日したばかりで、保管依頼を受けた時点で彼はその職になく、事情に暗かったことも拗れた原因であったようだ。

4,000フランの宝石の持主であるグエリーは、1865年4月22日に来日したが、上海で乗船した英船ネポール号でブレッキマンの仲間であるシャテル（E. Chastel）と知り合い、彼を通してグエリーとブレッキマンは初めて面識を持つことになった。グエリーは1通の紹介状からブレッキマンを信頼できる人物だと知り、来日してまだ間がなく銀行とも知り合いがないので、彼にどこかの銀行の金庫にダイヤを預け入れて欲しいと5月5日に依頼した。

この折、ブレッキマンはこの宝石を売れる自信があると口にしたので、グエリーは売れたら成功報酬として5パーセントのマーヅンを支払と約束し、宝石類を手渡した。このような形をとって宝石類は先の銀行の金庫に保管されることになったが、預け入れの際にブレッキマンは自分の名義による預り証を発行して欲しいと行員のジェームス（Harry James）に伝えたため、宝石類はブレッキマンの品として銀行側からの預り書が手渡された。

この時にジェームスはこのようなすごいネックレスをどうしてお持ちなのですかと問ねると、ブレッキマンは「私がこれをパリから手に入れたも

ので、大君の奥方に売るつもりなのだ⁵⁸⁾と答え、パリで4,000フランの値のものだと説明した。

領事館裁判で結局この宝石類の所有者はグエリーだと結着がついたが、彼にしてみると破産が報じられた後でのブレッキマンや銀行とのごたごたや交渉だったために、気がきでなかったに違いない。それにしても、この一件はなにかブレッキマンの人物の一端を覗かせていて、興味深いものがある。

フランス領事館を追われ、仲買業として開いた家屋は人手に渡ったあとの9月16日にオランダ領事館で債権者会議が開かれ、ブレッキマンに委託しながら売れ残っていた品物は依頼者に返却されていった。この後、彼は一度故郷へ帰ったが、1866年2月に居留地136番で肉屋を開き、さらにフランス領事館員となるポルデル（Van del Polder）とアムステルダムより横浜に戻ってきた。

1866年以降のブレッキマンの動向は不明だが、1866年8月1日に居留地136番で小売・仲買業をしていたクレーマー商会（H. Kremer & Co.）のパートナーとして迎へ入れられた人物にレオン・ブレッキマンがいたので、この人物はたぶん同一の者だったと考えられる。しかし、ふたりによる共同経営は両者の同意のもとに、1867年4月5日をもって解消されてしまった。この時に掲載された新聞広告によると、「Leon Blekmann」の綴りで記載されている⁵⁹⁾。ブレッキマンが三度目に来日した翌日の解消であったが、この事情は不明である。

先に、ベリクー（ペルゴー）が1864年1月にスネルと共同で商会を設立し、酒類の輸入を始めたことを書いたが、ふたりによる共同は1年で終わった。この後、ペルゴーはスイス人であるこのクレーマーと手を組んで、居留地136番で商売をしていた。

絹商人・ジャクモ

ジャクモ（J. M. Jaquemot）の来日ははっきりしないが、1862年版の『チャイナ ディレクトリー』の本文と索引とにイギリス人として記載されているので、1861年中には来日していたことになる。ジャクモが居留地のどこに住まい、どの程度の量の生糸を輸出していたか具体的な動向を示す資料はない。ただ、1865年にイギリス公使代理のフラワーズ（Marcus Flowers）の要請に応じ、1864年度の横浜港からの絹関係の輸出に関する詳細な報告をしているので、⁶⁰⁾この時期にあってはかなり大手の商会だったろうと考えられるに過ぎない。

郵船での動向を追求しても、1863年9月から10月にかけて上海を、1864年7月から8月に箱館を往復しているだけで、ジャクモの姿を垣間見ることさえできない。彼の一番下の息子ルイ（James Alexander Louis）が、1864年6月11日に野犬に咬まれ狂犬病で5歳で死亡しているので、まだ壮年だったろうと想わせるだけである。

1866年1月10日、ジャクモは一時的に日本を離れたが、彼の不在中はマックファソンとマーシャルを責任者として公示し、約1年ほど横浜を留守にした。彼が再び横浜に戻ったのは1867年3月8日で、この直後の13日に前の商売である絹検査官と競売業とをまた始めるとの新聞広告をだしている。⁶¹⁾この広告でも彼の店舗の番地は記載されていないが、同年8月の広告からみて84番の一角だったと判断して間違いはない。

1867年8月8日、ジャクモはこの6月に破産した居留地82番のマッケンニー商会の倉庫と家屋とを貸すと広告しているが、実際には借り手がつかなかったものか、この地番が1877年までジャクモ商会の所有地となった。「貸地取調概表」によると、「八十二番 英シヤクモット、八十四番 同シヤクモット」と記載されており、またJ. R. ブラックは彼をスイス人として記録している。

ジャクモが輸出した生糸の高については、次章で示すことにするが、

1872年以降の居留地名簿をみると「#82 J. M. Jaquemot jr」と記載されたりもしているので、この頃から息子に代替わりをしていたものとみられる。なお、この時の職種は生糸輸出のほかに、海上・火災保険の代理店でもあった。

彼の国籍だが、居留地82・84番の地所に住んだことからスイス人だったと推定されるが、生糸関係の取引先きは主にリヨンのシャルトロン父子商会であった。

- 注 1) 『横浜市史』第二巻, 739頁。
2) “The Japan Herald” 1862.3.1.
3) ibid. 1863.12.12.
4) 「神奈川県誌」外務部 居留地五二。
5) “The Japan Herald” 1862.3.1.
6) ‘Father Mounicou’s Bakumatsu Diary, 1856 –64’.
Translated by P.C.Blum. “The Transaction of the Asiatic Society of Japan”, SeriesⅢ Vol 13.
7) 「神奈川県外国人居留置一件」一（『続通信全覧』類聚地処門）。
8) 注4に同じ。
9) F.G.Notehelfer. “Japan through american eyes, the journal of Francis Hall”.p.254.
10) ‘Father Mounicou’s Bakumatsu Diary, 1856 –64’.p.75.
11) F.Marnas. “La Religion de Jésus, Ressuscitée au Japon” Tome I, p.378.
12) “The Japan Herald” 1862.1.11.
13) F.Marnas. “La Religion de Jésus”. Tome I. pp.393-394.
14) idid. Tome I. pp.397-398.
15) “The Japan Herald” 1862.1.18.
16) 高谷道男編訳『ヘボン書簡集』岩波書店。
17) 注16に同じ。
18) 『珍事五ヶ國 横濱はなし』（文久2年刊）。
19) 『横濱みやげ 全』（文久3年刊）。
20) “Le Monde Illustré” 1864.1.23.
21) F.Marnas. “La Religion de Jésus”. Tome I. p.394.
22) “Le Monde Illustré” 1864.1.23.
23) “The Japan Herald” 1864.4.23.

- 24) 『ミッション カトリック』 1875.3.19.
- 25) F.Marnas. "La Religion de Jésus". Tome II. p.71.
- 26) 'Father Mounicou's Bakumatsu Dairy, 1856-64' p.63.
- 27) "The Hiogo News" 1868.9.3., "The Hiogo & Osaka Herald" 1868.9.19.
- 28) "The Japan Gazette" 1868.9.25.
- 29) 「神戸居留地坪数之図」(国立公文書館蔵)。
- 30) "The Hiogo & Osaka Herald" 1869.1.23.
- 31) "The Hiogo News" 1870.4.16.
- 32) Alexander de Hübner. "Promenade autour du Monde", II vol. pp.29-30.
- 33) "The Japan Herald" 1861.12.28.
- 34) 「蚕卵紙二重税一件」(史料編纂所蔵)。
- 35) 「仏商ブーレット雇小使松五郎捕縛一件」(『続通信全覧』類輯訴訟門)。
- 36) Meron Medzini. "French Policy in Japan during the closing years of the Tokugawa Regime", p.54.
- 37) F.O. 46. vol 21, f.134.
- 38) "The Japan Herald" 1862.8.30, 1862.9.6, 1862.9.20.
- 39) ibid. 1863.12.12.
- 40) "The China Directory" 1861. p52.
- 41) ibid. 1862. pp.52, 71.
- 42) "The Japan Herald" 1863.9.13.
- 43) ibid. 1864.4.2.
- 44) ibid. 1864.7.16.
- 45) "The Daily Japan Herald" 1866.9.16.
- 46) ibid. 1867.7.19.
- 47) "The Japan Herald" 1865.5.6.
- 48) ibid. 1864.4.16.
- 49) "The China Directory" 1862. pp.52, 67.
- 50) F.G.Notehelfer. "Japan through american eyes". p.217.
- 51) ibid. p.128.
- 52) 'Father Mounicou's Bakumatsu Dairy, 1856-64. 'p.84.
- 53) "The Japan Herald" 1862.9.6.
- 54) J.R.ブラック『ヤング・ジャパン』1巻, 192, 193頁。(ねず・まさし他訳)
- 55) F.O. 46/55, no.96.
- 56) "The Japan Herald" 1865.8.26.
- 57) ibid. 1865.9.2.
- 58) ibid. 1865.9.8.

- 59) *ibid.* 1867.4.5.
- 60) *ibid.* 1865.6.17.
- 61) "The Daily Japan Herald" 1867.3.13.